

昭和四十九年建設省令第一号

都市緑地法施行規則

号) 第十五条第一項(同法第十七条第二項において準用する場合を含む)並びに第十六条第一項第三号(同法第十七条第二項において準用する場合を含む)及び第二項(同法第十七条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む)並びに都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第三号)第一条、第三条第一号及び第五号並びに第四条の規定に基づき、並びに都市緑地保全法を実施するため、都市緑地保全法施行規則を次のように定める。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第一条 都市緑地法施行令(以下「令」という。)

第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

(緑地保全地域における行為の届出等の手続)

第二条 都市緑地法(以下「法」という。)第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市長)の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

(営業等のためにやむを得ない屋外広告物)

第三条 令第四条第二号ハ(2)及び第六条第一号ハ(2)の国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次に掲げるものとする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する停留所標識(案内標識を含む。)

二 事業のために自己の住所、事業場又は停留所において、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業の内容を表示する屋外広告物(前号に掲げるものを除く。)で、当該住所、事業場又は停留所ごとの表示面積の合計が〇・三平方メートル以下であるもの

三 土地又は物件の管理のために当該土地又は物件に表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該土地又は物件ごとの表示面積の合計が〇・三平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの

四 講演会、展覧会、音楽会等のために当該会場の敷地内において表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該会場の敷地ごとの表示面積の合計が〇・三平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの

五 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

六 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不適な負担を課するもので、あつてはならない。

(管理協定の公告)

第七条 法第二十五条第一項(法第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による公告

(特別緑地保全地区における行為の許可の申請等の手続)

第四条 第二条の規定は、法第十四条第一項の規定による許可の申請、同条第四項の規定による届出について準用する。

(建築物に附属する物干場その他の工作物)

第五条 令第六条第六号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さを超えない高さの物干場

二 消火設備

三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に規定する建築設備(消防設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが二メートルを超えるもの(避雷針を除く。)を除く。)

四 受信用の空中線系(その支持物を含む。)

五 その他これに類するもの

六 旗などその他これに類するもの

七 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

八 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

(管理協定の基準)

第六条 法第二十四条第三項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていない場合は、当該区域の範囲を定めらる。

二 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。

三 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、緑地の適正な保全に資するものでなければならない。

四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対しても重い負担を課するものであつてはならない。

は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他で行うものとする。

一 管理協定の名称

二 管理協定区域

三 管理協定の有効期間

四 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要な施設が定められたときは、その要とされる施設が定められたときには、その施設

五 管理協定の総覽場所

(管理協定の締結等の公告)

第六条 前条の規定は、法第二十七条(法第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第七条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一 建築物の外壁に整備された緑化施設

二 施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計

三 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設

四 に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

五 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

六 面積の合計

七 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

八 面積の合計

九 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

十 面積の合計

十一 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

十二 面積の合計

十三 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

十四 面積の合計

十五 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

十六 面積の合計

十七 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

十八 面積の合計

十九 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

二十 面積の合計

二十一 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

二十二 面積の合計

二十三 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

二十四 面積の合計

二・五メートル以上四メートル未満

二・一メートル

二・一メートル

一・六メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壤その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの(その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

(c)式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A = $\frac{1}{8} T_1 + \frac{1}{10} T_2 + \frac{4}{5} T_3 + T_4$

(c)式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。

は、それぞれ次の数値を表すものとする。

の水平投影面積の合計

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建物その他の工作物のうち芝の他の地被植物

の土地に存する建築物その他の工作物のうち芝の他の地被植物

形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「市民緑地構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、市民緑地の巡回を行い、及び清掃、除草その他の市民緑地の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 市民緑地の点検は、市民緑地構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により市民緑地の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、市民緑地の適切な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

四 第二号の点検の結果及び前号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該市民緑地の管理期間中は、これを保存すること。

（市民緑地の管理期間）

第二十三条 法第六十一条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施される基準）

第二十四条 法第六十一条第一項第九号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 緑化施設等は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものであること。

二 市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。

三 前号の権原を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること。

（市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積）

第二十五条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、第九条各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

（市民緑地設置管理計画の公告）

第二十六条 法第六十一条第五項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 認定事業者の氏名又は名称

二 市民緑地の名称

三 市民緑地の区域

四 市民緑地の管理期間

五 整備する緑化施設等
(市民緑地設置管理計画の軽微な変更)

第二十七条 法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設等の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

（市民緑地設置管理計画の変更の認定の申請）

第二十八条 法第六十二条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に、それぞれ第十八条に規定する図書のうち変更に係るもの添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

第一条 この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十八号）の施行の日（平成七年八月一日）から施行する。
附 則 （平成二九年八月一日建設省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
第二条 この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物のうち、第一条の規定による規制による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回ることとなるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお從前の例による。
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 （平成二九年八月一日建設省令第一号）
 この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年八月二十四日）から施行する。
附 則 （平成一三年八月二三日国土交通省令第一二〇号）
 この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則 （平成一三年八月二三日国土交通省令第一二〇号）
 この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第一条 この省令は、平成三十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一六年一二月一五日国土交通省令第一二〇号）
 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百九号）の施行の日（平成十六年十一月十七日）から施行する。
附 則 （平成一六年一二月一五日国土交通省令第一二〇号）
 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百九号）の施行の日（平成十六年十一月十七日）から施行する。

第一条 この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百九号）の施行の日（平成十六年十一月十七日）から施行する。
附 則 （平成一六年一二月一五日国土交通省令第一二〇号）
 この省令は、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百九号）の施行の日（平成十六年十一月十七日）から施行する。

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中第二編第十二条の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の改正規定による用紙について、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 （平成一九年三月三〇日国土交通省令第二八号）
 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二八日国土交通省令第一八号）
 この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の改正規定による用紙について、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 （平成二三年一二月二八日国土交通省令第一八号）
 この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

整備の実施期間	年 月 日 から 年 月 日
④ 整備の実施実績の概要、実施及び日程	
実施する整備の内容	
⑤ 整備の実施の方法	
⑥ 整備結果の写真(複数枚提出可)	
⑦ 整備の予算額と実績額(予算額)	
⑧ 整備の予算額と実績額(実績額)	
⑨ 施設の名称	

別記様式第四（第28条関係）(A-4)
市町村財政管理計画の変更の認定申請書
年 月 日
由利本荘市
年 月 日
申請者の氏名(又は名称)
年 月 日付で認定を受けた市町村財政管理計画について、下記のとおり変更したいので、整備結果第 42 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。
記
1. 変更事項
2. 変更の内容
注 1 整備者が認めてある場合は、改修者の方名も併せて記載すること。
2. 変更事項の内容については、実施計画と変更を併せて記載すること。

別記様式第四
(第二十八条関係)